

定期報告制度改正(平成28年6月1日施行)に係る定期報告対象 新旧対照表

	対象用途	改正前	改正後		報告時期 (S56年を始期として) ^{※2}
		甲府市細則指定 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計	国政令指定 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	甲府市指定 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	
特定建築物	1 劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が200㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	指定なし (国政令指定対象のみ)	2年ごと
	2 観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が200㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	指定なし (国政令指定対象のみ)	2年ごと
	3 病院(入院施設のあるもの)、診療所、老人ホーム、児童福祉施設等 ^{※1}	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が300㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超) ※児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(老人ホームなど)に限る。	児童福祉施設等(政令指定以外) ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	2年ごと
	4 旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	指定なし (国政令指定対象のみ)	2年ごと
	5 下宿、共同住宅、寄宿舎	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) かつ、床面積の合計が1000㎡を超えるもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超) ※高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅など)に限る。	5階以上の階にあるもの(100㎡超) かつ、対象用途の床面積の合計が1000㎡以上	3年ごと
	6 学校、体育館	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2000㎡以上のもの	指定なし (学校に附属しない体育館は7の項目)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2000㎡以上	3年ごと
	7 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2000㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2000㎡以上	指定なし (国政令指定対象のみ)	3年ごと
	8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3000㎡以上 ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	指定なし (国政令指定対象のみ)	2年ごと
	9 事務所	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) かつ、建築物が5階建以上で延べ面積が1000㎡超	指定なし	①階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分(100㎡超)を有するもの	3年ごと
	10 1～8の併用	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②建築物の延べ面積が500㎡超 かつ、2以上の用途に供する部分の面積が100㎡超	指定なし	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②建築物の延べ面積が500㎡超 かつ、2以上の用途に供する部分の面積が100㎡超	3年ごと

※1 児童福祉施設等とは政令第115条の3第1項に掲げるもの

※2 対象用途9、10はH17年を始期とする

※3報告に先立って実施する調査は、報告日の3ヶ月以内に実施したものでなければならない(施行細則第8条第2項)

対象種別	改正前		改正後		報告時期
	甲府市細則指定	国政令指定	甲府市指定	甲府市指定	
特定 建 築 設 備 等	昇降機※3	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)	小荷物専用昇降機(テーブルタイプ)	毎年
	建築設備	指定建築物に設けた建築設備(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)	①国政令指定建築物の防火設備 ②防火設備の設置が義務づけられている建築物のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供する福祉施設等で200㎡以上のものの防火設備	①市細則指定建築物の防火設備 ②国政令指定及び市細則指定の建築物に設けた建築設備(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)	毎年
	準用工作物	観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設	観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設	指定なし (国政令指定対象のみ)	毎年

※4 昇降機については以下のものは対象外

- ・住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機

※5 防火設備は随時閉鎖式に限る

※6 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない(施行細則第10条第3項)